



米国会計関連情報 最近の論点

EITF—2つの最終コンセンサス及び 2つのコンセンサス案を承認

FASBの発生問題専門委員会(Emerging Issues Task Force, EITF)は、2014年9月18日の会議において4つの論点を討議し、2つの最終コンセンサス及び2つのコンセンサス案の公表を承認した。

FASBがこれらの最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表を承認した場合、最終コンセンサスは強制力のある基準となり、コンセンサス案はコメント募集のために公表される。FASBは、2014年10月8日の会議において最終コンセンサス及びコンセンサス案の公表について検討する予定である¹。

【討議された論点】

以下の論点に関する最終コンセンサスが承認された。

- プッシュダウン会計(EITF論点12-F)
- 株式の形式で発行された混合金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断(EITF論点13-G)

以下の論点に関するコンセンサス案が承認された。

- MLP(Master Limited Partnership)によるドロップダウン(dropdown)取引が過去の1口当たり利益に与える影響(EITF論点14-A)
- 純資産価値により測定される特定の投資に関する公正価値ヒエラルキーのレベル(EITF論点14-B)

【主な影響】

■ プッシュダウン会計:

最終コンセンサスは、新たな親会社による取得時に、被取得企業がプッシュダウン会計を任意適用することを認めるが、強制しないことを提示している。

■ 混合金融商品に含まれる主契約の内容:

最終コンセンサスは、株式の形式で発行された混合金融商品について、主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかを判断する際に、混合金融商品のすべての条項及び特性の検討を義務付けるガイダンスを提供している。

1 (訳者注) FASBは、2014年10月8日のボード会議において、上記の最終コンセンサスを承認し、10月30日、2つのASU案が公表された。
www.fasb.org を参照。

【最終コンセンサス】

プッシュダウン会計(EITF論点12-F)

EITFは、支配を新たに獲得する親会社による取得時に、被取得企業がプッシュダウン会計を任意適用できるとする最終コンセンサスを承認した。プッシュダウン会計を適用するか否かの決定は、新たな親会社による取得ごとに独立して行われる。新たな親会社による取得時にプッシュダウン会計の適用を選択した企業は、被取得企業の個々の資産及び負債について、FASB Accounting Standards Codification (ASC) Topic 805「企業結合」²を適用することにより、取得企業が設定した新しい会計の基礎を個別財務諸表に反映させることになる。さらに企業は、財務諸表の利用者がプッシュダウン会計の内容と影響を評価できるように、ASC Topic 805の開示規定を適用することが要求される。

最終コンセンサスのもとで被取得企業は、ASC Topic 805の適用から生じるのれんを個別財務諸表において認識することになる。ただし、パーゲンパーチェスによる利得がある場合は、被取得企業の損益計算書には認識せず、かわりに資本に計上する。取得企業に生じた取得関連の借入金は、他のU.S. GAAPで義務付けられている場合にのみ、被取得企業の個別財務諸表上で認識する。

被取得企業である親会社の連結子会社も、被取得親会社が連結財務諸表上でプッシュダウン会計を適用するか否かを問わず、個別財務諸表上でプッシュダウン会計を任意適用できる。

支配の変更が生じる個々の事象にプッシュダウン会計を適用するか否かの選択は、その事象が生じた会計期間に行わなければならない。企業がプッシュダウン会計の適用を選択する場合、この選択は変更不能である。これに対して、支配の変更を生じさせる直近の事象について、会計原則の変更に関するガイダンス³に基づき望ましい(preferable)と監査人が考える場合には、その取引が発生した会計期間の後にプッシュダウン会計を事後的に選択することができる。

プッシュダウン会計に関する新しいガイダンスは、取得企業が被取得企業の支配を獲得する適用日後の取引について、すべての企業に対して将来に向かって適用される。適用に際して企業は、監査人が望ましいと考える場合には、支配の変更を生じさせる直近の事象にプッシュダウン会計を遡及的に適用することも選択できる。企業は、過去の取引に適用したプッシュダウン会計を遡及的に取り消すことは認められない。新たなガイダンスは、公表時から適用となる。

背景及び所見

プッシュダウン会計のもとでは、取得企業のパーチェス法または被取得企業の新たな会計の基礎は、被取得企業の個別財務諸表にプッシュダウンされる。現行のU.S. GAAPは、プッシュダウン会計を適用すべきか否か、またどのような場合に適用すべきかについて、限定的なガイダンスしか提供していない。SECのスタッフは、プッシュダウン会計に関するガイダンスをSEC登録企業向けに提供している。そのガイダンスの概要は以下のとおりである。

プッシュダウン会計に関する現行のSECガイダンス	
購入取引の結果	プッシュダウン会計の適用
実質的に完全に所有する(95%超を取得)	強制
80 - 95%の取得	任意
80%未満の取得	通常は禁止

2 FASB ASC Topic 805「企業結合」。www.fasb.orgより入手可能。

3 FASB ASC Topic 250「会計上の変更及び誤謬の訂正」。www.fasb.orgより入手可能。

次のステップ

今回のEITF会議にオブザーバーとして参加したSECスタッフは、FASBがこの最終コンセンサスを最終的な会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)として承認した場合、SECスタッフは現行のガイダンスを無効にする予定であることを示唆した。ただし、その決定はSECの通常の手続を経る必要がある。

株式の形式で発行された混合金融商品に含まれる主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかの判断(EITF論点13-G)

EITFは、株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債と資本のいずれかにより類似しているか否かを判定する評価を行う際に、金融商品のすべての条項及び特性を考慮すること(全体アプローチ)を要求するということで最終コンセンサスに達した。この最終コンセンサスには、全体アプローチの概要を示している以下の3段階のアプローチで適用することができるように現行のガイダンスを修正することが盛り込まれている。

段階1: 混合金融商品に含まれている(明示的及び黙示的な)条項及び特性を識別する。

段階2: 関連する条項及び特性の実質を評価する。

段階3: それぞれの条項及び特性を評価し、主契約の性質について結論付ける。

段階2において関連する条項及び特性の実質を評価する際には、企業は、(i) 条項及び特性自体の特徴、(ii) 混合金融商品を発行または取得した際の状況、及び(iii) 予想される混合金融商品の判断結果を考慮に入れることになる。

ガイダンス案に従った場合、株式の形式であるすべての既存の混合金融商品に対して、修正遡及適用が求められる。遡及適用も選択できる。

上場企業の場合の適用日は、2015年12月15日より後に開始する年度及び期中会計期間となる。その他の企業の場合の適用日は、2015年12月15日より後に開始する年度会計期間及びその年度会計期間より後の期中会計期間となる。

背景及び所見

混合金融商品(1つまたは複数の組込デリバティブ及び主契約を含む契約)の発行または投資を行っている企業は、一定の要件を満たす場合、主契約から組込デリバティブを分離し、デリバティブとして会計処理しなければならない。例えば、その要件の1つに、主契約と組込デリバティブが明確に密接に関連しているか否かというものがある。企業が株式の形式で混合金融商品を発行している場合(例: 優先株式)、組込デリバティブを分離するかの判断は、主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかを規準(の一部)として決定される。実務上、主契約の性質の評価に用いられるアプローチは様々である。主契約が負債と資本のいずれであるかの判定は、用いられるアプローチによって異なる可能性がある。過去の会議において、EITFは、主契約を評価するアプローチとして、以下のアプローチについて審議した。

■ 全体アプローチ(Whole-instrument Approach)

金融商品の条項や特性をすべて考慮し、個々の特性を関連する事実に基づき加重することにより、主契約を包括的に評価する。

■ カメレオン・アプローチ(Chameleon Approach)

分離するか否かの評価の対象となる組込デリバティブを除外する。主契約の評価を特性ごとに実施するため、同一の主契約がある評価では資本となるが、別の評価では負債となる可能性がある。

■ 純粋主契約アプローチ(Pure-host Approach)

すべての組込デリバティブを除外する。

EITFは、株式の形式で発行された混合金融商品の主契約が負債と資本のいずれにより類似しているかを判定する評価を行う際には、全体アプローチを用いるべきであるという従来のコンセンサス案を再確認した。2014年9月の会議で追加的に審議されたガイダンスの目的は、主契約の性質の評価に差異が生じないようにすることにあった。ただし、EITFは、全体アプローチを採用しても、主契約の性質の評価はすべての条項及び特性のそれぞれについて判断された重要性によって左右されるため、依然として評価に差異が生じる可能性があるという意見を表明した。

次のステップ

FASBは、2014年10月の会議において、この最終コンセンサスの承認を検討する予定である。

【コンセンサス案】

MLP (Master Limited Partnership) によるドロップダウン (dropdown) 取引が過去の1口当たり利益に与える影響 (EITF論点14-A)

EITFは、共通支配下のドロップダウン取引日前の対応する期間の、MLPの1口当たり利益 (Earnings Per Unit, EPU) の表示に関する2つの選択肢について討議した。

選択肢1

過去の会計期間のEPUを算定する際に、譲渡した事業の純利益 (損失) を、ジェネラル・パートナー (General Partner, GP)、リミテッド・パートナー (Limited Partner, LP) 及びインセンティブの分配を受け取る権利 (Incentive Distribution Rights, IDR) の保有者に配分する。

選択肢2

過去の会計期間のEPUを算定する際に、譲渡した事業の純利益 (損失) をすべてGPに配分する。

EITFは、選択肢2のコンセンサス案に達した。EITFのメンバーは、これにより、譲渡した事業の過年度の純利益 (損失) に対するGPの経済的及び契約上の権利が最もよく表されると考えている。

EITFはまた、ドロップダウン取引の前後の会計期間においてドロップダウン取引がEPUに与える影響をMLPが記載しなければならないとすることで合意した。

EITFは、遡及適用による移行を義務付け、現在義務付けられているもの⁴を除いて移行に関する開示を追加しないとするコンセンサス案に達した。

背景及び所見

MLPは、LPが保有する共通単位、GPの持分及びGPが入手可能なIDRから構成される、複数の種類の有価証券を発行することが多い。分配利益及び未分配利益は、パートナーシップ契約の条項に従い、有価証券の各種類に配分される。そのためMLPは、ASC Topic 260-10⁵に基づいてEPUの計算に2種方式 (two-class method) を適用する。

GPは、現金または追加的な所有持分と交換にMLPに事業を引き渡すことが多くなり、これはドロップダウン取引と呼ばれる。これらの取引は通常、共通支配下にある企業の組織再編として会計処理し、MLPは、GPとMLPが共通支配下にある最も古い会計期間の期首にドロップダウンが生じたかのように、過年度の財務諸表を遡及修正する。

⁴ FASB ASC paragraphs 250-10-50-1から50-3。www.fasb.orgより入手可能。

⁵ FASB ASC Subtopic 260-10「1株当たり利益—全般」。www.fasb.orgより入手可能。

MLPの設立後に発生したドロップダウン取引日より前の期間についてのEPUの計算方法を取り扱う現行のガイダンスはなく、そのため実務においてばらつきが生じている。

次のステップ

FASBは、2014年10月の会議において、公表に向けてのこのコンセンサス案の承認を検討する予定である。

NAVにより測定される特定の投資に関する公正価値ヒエラルキーのレベル(EITF論点14-B)

EITFは、定期的に償還日が到来する純資産価値 (NAV) で測定される投資の公正価値ヒエラルキーへの分類に関するガイダンスを提供するうえで、以下の4つの代替案について審議した。

選択肢A

「短期間 (near term)」の定義を定め、実務に差異が生じないようにする。

選択肢B

少なくとも年に1回定期的に償還日が到来する投資について、レベル2への分類を要求する。

選択肢C

年に4回未満の頻度で定期的に償還日が到来する投資について、レベル3への分類を要求する。

選択肢D

実務上の簡便法に基づきNAVで公正価値を測定する投資を、公正価値ヒエラルキーから除外する。

EITFは、実務上の簡便法に基づきNAVで公正価値を測定する投資を公正価値ヒエラルキーから除外するというコンセンサス案 (選択肢D) を提示することで合意した。このコンセンサス案に従う場合、報告企業は、実務上の簡便法を用いてNAVで測定する総投資額の公正価値ヒエラルキーにおける区分を調整する表を開示しなければならない。このような開示により、財務諸表利用者は、NAVで測定する投資の公正価値ヒエラルキーを財政状態計算書の表示科目に調整することができるようになる。報告企業はまた、実務上の簡便法が今後適用されなくなる可能性がある場合 (例: NAVで測定する投資を売却する可能性が高い (probable) 場合)、公正価値ヒエラルキーに追加される項目について開示することも必要となる。

EITFはまた、既存の開示規定について、企業が一株当たりNAVを計算するすべての公正価値測定ではなく、実務上の簡便法が適用される公正価値測定に対してのみ適用する形で、その適用範囲を限定することにも合意した。

このコンセンサス案は、移行時に表示されているすべての期間について遡及適用を行うアプローチを提案している。企業は、最初に適用した期中及び年度会計期間において、会計方針の変更の内容及びその理由も開示しなければならない。

背景及び所見

報告企業は、以下の場合に、実務上の簡便法として、NAVを用いて投資の公正価値を見積もることが認められている。

- その投資の公正価値を容易に算定できない場合
- その投資がFASB会計基準編纂書 (Accounting Standards Codification, ASC) Topic 946⁶の適用範囲内の投資会社への投資である場合、または投資を経常的に公正価値で測定すること及びASC Topic 946の測定原則に従って財務諸表を公表することが業界慣行である不動産ファンドへの投資である場合

6 FASB ASC Topic 946「金融サービス-投資会社」。www.fasb.orgより入手可能。

現行の実務では、実務上の簡便法が適用される投資の公正価値ヒエラルキーにおける区分は、一般的にその投資の償還の特性によって決まる。なぜなら、償還は投資会社の原投資の性質によって決まることが多いからである。例えば、流動性の高い投資(例:マネー・マーケット・ファンド及び上場株式投資ファンド)を保有している投資会社への投資は、日次または月次等の頻繁な間隔で償還される場合が多い。流動性が乏しい、またはない投資(例:プライベート・エクイティ・ファンド及び不動産ファンド)を保有している投資会社への投資は、年に4回、1回といった比較的長期の間隔で償還される、または償還されない場合が一般的である。

測定日現在NAVで償還可能な投資は、現行ではレベル2に分類されている。償還されることのない投資、または将来の償還日が不明な場合の投資は、現行ではレベル3に分類されている。ただし、測定日現在はNAVで償還可能でないが、将来において償還可能となる投資の場合、報告企業は、判断を用いて、その投資が短期間で償還可能となるか否かを判定しなければならない。その投資が短期間で償還可能となる場合、その投資はレベル2に分類される可能性がある。

ASC Topic 820では「短期間(near term)」について定義されておらず、財務諸表作成者によってその用語の解釈は(年に4回、2回、または1回であっても、償還可能となることというように)異なっていた⁷。このような解釈の違いによって、実務に差異が生じることとなった。また、一部の報告企業では、年度内の複数の日で、レベル2とレベル3の間での投資の分類変更が行われている。なぜなら、測定日によっては、投資が短期間で償還可能となる場合もあれば、短期間で償還可能とならない場合もあるからである。会計期間の末日が異なる報告企業は、報告企業のそれぞれの会計期間の末日が償還日とどの程度近いかによって、同一の(または類似の)投資を異なる区分とする可能性がある。

次のステップ

FASBは、2014年10月の会議において、このコンセンサス案の承認を検討する予定である。

⁷ FASB ASC Topic 820「公正価値測定」。www.fasb.orgより入手可能。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
US GAAPアドバイザー室

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
September 2014 No. 14-44をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等がございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。